**該非判定票**

作　成　日：　　　　　　年　　　　月　　　　日

作成責任者：　氏名　　　　　　　　　　　　　所属・職名

連　絡　先： Tel　　　　　　　　　　　　　 E-mail

|  |  |
| --- | --- |
| 技術の名称、取引概要貨物の名称、型及び等級 |  |

|  |
| --- |
| 外国為替令別表（技術を提供する場合）又は輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合）※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記ＨＰ掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。　<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html>※「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。の項番と該非 |
| １２３３の２４５６７８９１０１１１２１３１４１５ | 該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する該当する | 該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない該当しない |
|  | 「該当する」欄が１か所以上ある | すべて「該当しない」欄のみ |

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第１６項を除く）

又は輸出貿易管理令別表第一（第１６項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（注）本様式は、申請を行うに当たって該当非該当の判断を示す様式の一例として提示するものです。既に、他の様式で申請を行って許可を得た実績を有する方は、従来の様式に従って申請を行って差し支えなく、特に、新たに本様式に変更する必要はありません。

**（該非判定票別紙）外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と**

**技術・貨物の仕様（性能）の対比表**

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一 | 貨物等省令 | 解釈通達 |  | 技術／貨物の仕様（性能） |
| 項　番 | 項　目 | 項　番 | 項　目 |
|  |  |  |  | 型及び等級ABC/DEFG呼び径が４０Ａで該当ハ　内容物と接触するすべての部分が**ふっ素樹脂**で被覆されており該当 |  |  |

技術／貨物の該非判定結果　　□ 該当 □ 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

・外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。

・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。

・技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

**（記載例）「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合**

**（該非判定票別紙）外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と**

**技術・貨物の仕様（性能）の対比表**

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一 | 貨物等省令 | 解釈通達 |  | 技術／貨物の仕様（性能） |
| 項　番 | 項　目 | 項　番 | 項　目 |
| 第４項（５） | 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるもの | 第１６条第５項 | 外為令別表４の項（５）の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解（1,300度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。）により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。 | 型及び等級ABC/DEFG呼び径が４０Ａで該当ハ　内容物と接触するすべての部分が**ふっ素樹脂**で被覆されており該当 |  | ・2,000～2,500度の温度範囲・15,000～20,000パスカルの絶対圧力以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。したがって、該当。 |

技術／貨物の該非判定結果　　■ 該当 □ 非該当